

新町川水辺空間利活用推進業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 委託業務名

新町川水辺空間利活用推進業務

(2) 業務目的及び内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

(4) 委託料上限額

金5,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

見積価格が上限額を超過した場合は失格とする。

2 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案者を募集し、その内容を審査して委託候補者を選定し、当該委託候補者を契約予定者とする。

3 スケジュール

令和8年8月31日（月） 募集の公告及び募集要項等の公表

9月 4日（金） 質問受付締切

9月 7日（月） 質問回答掲載開始

9月10日（木） 参加申込書等提出締切

9月24日（木） 企画提案書等提出締切

9月下旬頃 選定委員会

9月下旬頃 審査結果通知

10月上旬頃 契約・業務開始

4 委託対象経費等

(1) 対象となる経費

ア 業務実施に必要な経費として、人件費（給与・賃金等）、報償費（謝礼等）、旅費、需用費（消耗品費・印刷費・食材費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料、委託料（他の団体等へ委託する場合は、事前にその都度協議が必要）等

イ その他業務に必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

(2) 対象とならない経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費

エ その他、業務との関連が認められない経費

5 応募者の参加資格

応募者は、業務を効果的、効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

- (1) 徳島県内に本社又は営業所等を置く法人又は個人事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 募集の公告日から契約締結日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (11) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (12) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (13) 応募者の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。
- (14) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

(15) 国・地方公共団体・民間事業者等から業務を受託し、令和3年4月1日から本公告日までに完了した「屋外でのにぎわい創出を目的としたイベント」の企画運営実績を有すること。

※コンソーシアムによる応募の場合は、構成員全てが実績を有していること。

6 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類及び部数

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。また、書類の大きさはA4版とする。(ア、イについては正本1部、ウ、エについては正本1部及び副本7部を提出すること。)

内 容	部 数	提出期限
ア 参加申込書(様式第1号)	正本1部	令和8年9月 10日(木) 午後5時必着
イ 添付書類(コンソーシアムの場合、構成員全て)		
①法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内の原本又はその写し) 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し	正本1部	
②会社等の概要が分かる書類(パンフレット等)	正本1部	
③直近1事業年度における事業報告書、貸貸対照表 及び損益計算書又はこれに類するもの	正本1部	
④事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税 の全てに未納がない旨の証明書 (発行後3ヶ月以内の原本又はその写し)	正本1部	
⑤コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書(様式例第1号)の写し及 びコンソーシアム委任状(様式例第2号)	正本1部	令和8年9月 24日(木) 午後5時必着
ウ 業務受託実績調書(様式第2号) コンソーシアムの場合、構成員全て ※国若しくは地方公共団体又は民間事業者等から 受託した業務実績を示す資料及び当該業務内容 が分かる資料を添付すること。	正本1部 副本7部	
エ 企画提案書(様式第3号)	正本1部 副本7部	令和8年9月 24日(木) 午後5時必着
オ 委託業務に係る経費の見積書(様式第4号)	正本1部 副本7部	

(2) 提出方法

持参(土日祝日を除く)又は送付(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)によること。ただし、送付による場合は書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。))。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県県土整備部河川整備課 流域治水担当
電話番号：088-621-2572
ファクシミリ：088-621-2870
電子メール：kasenseibika@pref.tokushima.lg.jp

7 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要項及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- キ 提出された企画提案書、その他の書類は原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当法人等との契約関係が生じるものではない。
- コ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら業務を進めるものとする。
- サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- シ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- ス 当要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8 応募に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出

質問書（様式第5号）により行うものとし、6の（3）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

9 審査及び結果通知

(1) 審査方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、別紙1「評価基準」に基づき審査を行い、最も優れた企画提案者を委託候補者として選定する。なお、企画提案者が1者である場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

審査に当たっては、提出された企画提案書の書類審査を予定しているが、必要に応じて、ヒアリング・プレゼンテーション等を行うことがある。

※プレゼンテーションを実施する場合には、企画提案書の締切日以降、企画提案者に対し別途書面で通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、応募辞退と見なす。

(2) 評価項目

審査における評価項目は、別紙1「評価基準」のとおりとする。

(3) 審査基準

各選定委員が別紙1「評価基準」に基づき採点を行い、合計点が最も高い者を委託候補者、次に点数の高い者を次点者に選定する。また、点数が同点となった場合は、選定委員の協議により決定することとする。

合計点が満点の6割を下回る場合は、委託候補者又は次点者として選定しない。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は全ての企画提案者に対し、文書により通知するとともに、委託候補者の名称を県ホームページ上で公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

ウ 選定委員会において選定された委託候補者は契約手続を完了するまで徳島県との契約関係を生じない。

エ 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、業務執行の意思が認められない場合、又は業務執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

1 0 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した委託候補者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 委託候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。